

倉吉市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事業の廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和4年7月21日

倉吉市長 広田 一恭

1 給水装置工事業の廃止する倉吉市水道事業指定給水装置工事業者

指定番号 第100号

所在地 鳥取県倉吉市八幡町3314番地6

名称 株式会社 トラスト

代表者 代表取締役 福井 裕紀

2 廃止した日

令和4年5月31日